

東松山市いじめ防止等のための 基本的な方針



令和8年3月改訂
東 松 山 市
東松山市教育委員会

1 はじめに

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、その生命又は身体に深刻な危険を生じさせる恐れがある。
- いじめの重大性を認識し、いじめ防止等に対する取組をさらに実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、市、市教育委員会、市立小・中学校、家庭、地域住民その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むことが重要である。
- この「東松山市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「東松山市基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）第12条の規定に基づき、国及び県の基本的な方針を参酌し、市及び市教育委員会が、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

（地方いじめ防止基本法）

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 いじめに対する基本的な認識

（1）いじめの定義

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）
- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
 - ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ⑤ 金品をたかられる
 - ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑧ SNSで誹謗中傷する、写真や動画を無断掲載したり、拡散したりする
- これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わり被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- 加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることが必要である。

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

① いじめの未然防止

- いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。
- このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にい

じめを認知することが必要である。

- いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

- いじめが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応をすることが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。
- また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

⑤ 関係機関との連携

- いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察、児童相談所や医療機関等の関係機関との適切な連携が必要であり、そのため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。
- 例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

3 いじめの防止等のための対策

(1) 東松山市が実施する対策

① 東松山市いじめ問題対策連絡協議会の設置

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

- 東松山市は、法第14条に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、東松山市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
- 連絡協議会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、法務局、警察署その他の関係者により構成する。
- 会議内容は以下のとおりである。
 - ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
 - イ 市内におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
 - ウ いじめ問題の解決に必要な事項に関すること
 - エ その他必要と決めた事項に関すること

② 市教育委員会の調査組織の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

- 市教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、市教育委員会に附属機関として、条例の定めるところにより、東松山市いじめ問題調査審議会（以下「調査審議会」という。）を設置する。
- 調査審議会には、公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する第三者として、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の参加を図る。

③ 東松山市が実施する施策

- ア 市立小・中学校を支援する
 - ・ スクールカウンセラーの全中学校への配置、スクールソーシャルワーカーの小中学校訪問、学校相談員の全中学校への配置及び小学校訪問を行う。
 - ・ いじめ防止等に係る研修会を実施し、教職員の資質能力の向上を図る。

- ・学校教育課指導主事や専門員等が生徒指導等に係る学校訪問を実施し、いじめ防止等に係る学校の取組に対して継続的に指導・助言する。
- ・いじめの未然防止のために、国の「私たちの道徳」及び県の「彩の国の道徳」の活用による道徳教育の充実、並びに市の「いじめ防止プログラム」及び県の「彩の国 生徒指導ハンドブック『New I's』」などの活用について、指導・助言する。
- ・SOSの出し方教育を実践し、児童生徒のメンタルヘルスリテラシーの向上や自殺予防教育に積極的に取り組む。
- ・SNSの安全な利用を含めたネットリテラシーの向上に向けて、「情報モラル教育」の充実を図るよう、指導・助言する。

イ 教育相談活動を充実させる

- ・学校教育課や市立総合教育センターにおける電話・面接による教育相談体制を整備する。
- ・教育相談窓口の周知・啓発を図るための広報活動を行う。
- ・市立総合教育センターに、臨床心理士、専門員を配置する。
- ・市立総合教育センター適応指導教室（ふれあい教室）の充実を図る。
- ・校内教育支援センター（SSR）の充実を図ると共に、各校に特別支援員を配置する。

ウ 学校・家庭・地域及び関係団体との連携を充実させる

- ・東松山地区学校警察連絡協議会において、広く学校と警察の連携を図る。
- ・市立小・中学校の全保護者対象の「学校生活に関するアンケート」を実施し、いじめ問題に係る保護者の意識高揚を図る。
- ・家庭や地域に対し、いじめ防止等の啓発を図る。
- ・学校応援団や学校運営協議会等、防犯にかかわる地域の方々と学校が、いじめ問題に関する情報を共有し、連携を図る。
- ・地域における行事及び活動並びに団体におけるスポーツ・文化活動等を通じて、児童生徒が人との関わり方を学べる機会をつくる。

エ 教育と福祉部門の連携を推進する

- ・障害のある児童生徒に対するいじめ等の未然防止のために、教育委員会、児童福祉担当、健康福祉部、社会福祉協議会等が、積極的に連携を図る。
- ・課題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決のため、学校教育課、子育て支援課、人権推進課、児童相談所等の連携を図る。
- ・家庭児童相談員、主任児童委員、民生委員児童委員、スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援を進める。

オ いじめを許さない機運を醸成する

- ・平成25年7月28日に開催した「いじめ防止フォーラム」で制定した、「いじめ防止標語」及び「いじめ根絶宣言」を周知し、啓発する。
- ・県及び市の「人権作文」の取組を推進する。
- ・毎年11月を「東松山市いじめ根絶強調月間」とし、児童生徒をいじめから守り、学校、家庭、地域及び関係機関と連携していじめ防止等の取組を推進する。

(2) 東松山市立小・中学校が実施する対策

① 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

- 市立小・中学校は、法第13条に基づき、国のいじめ防止基本方針又は埼玉県及び東松山市の「基本方針」を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)として各学校の実情に応じ、いじめの防止等のための具体的な実施計画や実施体制を定める。
- 「学校基本方針」の策定に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 学校基本方針の中核的な内容としては、「いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり」のために、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
 - イ 学校基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
 - ウ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定める。
 - エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込んでおく必要がある。
 - オ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
 - カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
 - キ 児童生徒や家庭・地域も巻き込みながらの策定や説明に努める。
 - ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施する。
(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らずに、普段の児童生徒の学校生活の様子や情報も大切にする。)
 - ケ 11月が東松山市におけるいじめ根絶強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月に実施する。また、人権作文集を活用し、人権教育の授業等において、児童生徒が主体的に考え、話し合う取組を推進する。
 - コ 重大事態への対処については、東松山市基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
 - サ 学校基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

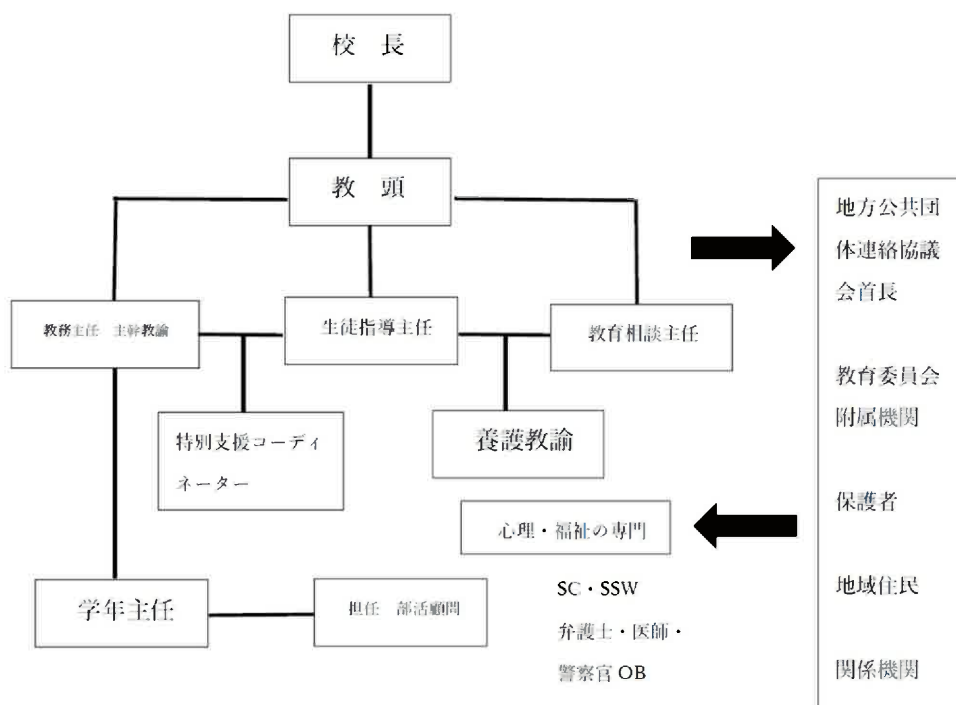
シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- 市立小・中学校は、法第22条に基づき、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うための中核となる常設の組織を置く。
- この組織は、学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や、重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものである。
- この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題解決に資するよう工夫する。

【学校いじめ対策組織の例】生徒指導提要 P126 参照



- 当該組織の具体的な役割は、以下のとおりである。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

- 学校においては、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するため、「生徒指導部会」等の名称の組織を置いているが、こうした既存の組織を活用して、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」としてもよい。また、組織の名称は各学校の判断によるものとする。

③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置

【基本的人権への配慮】生徒指導提要 P130～131 参照

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
- ② 児童生徒の間で人間関係が固定化されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

ア いじめの防止

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- 未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決を図かるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている子供の立場で指導・支援を行うためには、

- ① 子供の悩みを親身になって受け止め、子供の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもって当たる。
- ③ いじめられている子供を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に子供との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

(イ) 学級経営

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級経営がとても重要であることから、

- ① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
 - ・ 児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
 - ・ 一人一人の居場所をつくる。
 - ・ 子供の活動を見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
 - ・ 生活規律等の基準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうする」といいよ。」）
- ② 授業では、意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
 - ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
 - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）
- ③ 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。
などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある子供は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、子供が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身

に付けることができる。

また、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

イ 早期発見

【いじめの衝動を発生させる原因】生徒指導提要 P133 参照

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級・ホームルーム集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ 金銭などを得たいという意識
- ⑥ 被害者となることへの回避感情

- いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。
アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ いじめに対する措置

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

- 教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談をする。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。
- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(ア) いじめている子供への指導

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

(イ) いじめられている子供への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(ウ) 周りではやし立てる子供への指導

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(エ) 見て見ぬふりをする子供への指導

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気をもたせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(オ) 学級全体への指導

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。

- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(カ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余

儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

- 第1項第2号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、市教育委員会又は市立小・中学校の判断により、迅速に調査に着手する。
- いじめの事案で被害児童生徒が学校を転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、「生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑い」に該当することが十分に考えられ、適切に対応を行う必要がある。児童生徒が欠席していないことから、不登校重大事態の定義には該当しないため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることがないよう留意する。
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たる。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(2) 重大事態の報告

- 市立小・中学校は、重大事態が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、市長及び県教育委員会へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の実施

① 調査の趣旨及び調査主体

- 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- 市立小・中学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査をする。
- 市立小・中学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

② 調査を行うための組織

- 市教育委員会又は市立小・中学校は、その事案が重大であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設けるものとする。
- 市教育委員会が調査主体となる場合は、法第14条第3項の「教育委員会に設置される附属機関」である調査審議会を、調査を行うための組織とする。
- 市立小・中学校が調査主体となる場合は、法第22条の「いじめの防止等の対策のための組織」を、調査を行うための組織とする。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態となったいじめ行為が、
 - ・いつ（いつ頃から）
 - ・誰から行われ
 - ・どのような態様であったか
 - ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - ・市立小・中学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- この調査は、市立小・中学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではない。

ア いじめられている児童生徒からの聴き取りが可能な場合

○ いじめられている児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行うことが考えられる。

○ この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害することのないよう配慮する等）。

○ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

○ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

○ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

イ いじめられている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

○ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

ウ 自殺の背景調査における留意事項

○ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

○ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、市教育委員会又は市立小・中学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート

ト調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、市教育委員会又は市立小・中学校は、遺族に対し調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
 - ・ 調査を行う組織については、調査審議会とする。
 - ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報のみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
 - ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
 - ・ 市立小・中学校が調査を行う場合においては、市教育委員会情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、市教育委員会は適切に対応する。
 - ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといってトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子供の自殺は連鎖（後追い）の恐れがあることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。
- また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ 自殺予防対策編『資料』」を参考に
にする。

エ その他留意事項

- 事案の重大性を踏まえ、市教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- 重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。市教育委員会及び市立小・中学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

（４）調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- 法第２８条第２項に基づき、市教育委員会又は市立小・中学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

- これらの情報提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、市立小・中学校が調査を行う際、市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

- 調査結果について、市教育委員会は市長及び県教育委員会に報告する。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長及び県教育委員会に送付する。

(5) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

① 再調査

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

- 上記(4)②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。
- 再調査についても、市教育委員会又は市立小・中学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗情報等及び調査結果を説明する。

② 再調査を行う機関の設置

- 再調査を実施する機関については、条例の定めるところにより、「東松山市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。再調査委員会は市長が専門的な知識を有する第三者を任命するが、委員は弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別な利害関係を有しない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めるものとする。

なお、原則として、再調査委員会の委員は、調査審議会の委員を兼ねることができない。

③ 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

- 「必要な措置」としては、市教育委員会においては、例えば、指導主事や市立総合教育センター専門員等の派遣による重点的な支援、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。

市長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉・青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

- 再調査を行ったとき、市長はその結果を市議会に報告しなければならない。報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定し、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

5 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

- 市教育委員会は、法の施行状況等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
- 市教育委員会は、いじめの防止等に向けた取組について検証し、その結果を市長に報告し、公表する。
- 市教育委員会は、市立小・中学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。
- 市立小・中学校は、いじめの防止等に向けた取り組みについて検証し、その結果を市教育委員会に報告し、保護者・地域に公表する。